

情報公開制度どんな制度なの？

情報公開制度とは

市民の「知る権利」を保障し、行政の活動の説明責任を果たすために、行政が作成または保有している公文書の開示を請求することができる制度です。

誰が？

どなたでも請求することができます。

どこで？

総務課（市役所新館2階）で請求することができます。

いつ？

開庁日の午前8時半から午後5時半まで受け付けます。

どうやって？

【持参による請求】

「公文書開示請求書」を総務課に提出してください。

公文書が特定できない場合や不明な場合などは、予めご相談ください。

「公文書開示請求書」は、ホームページからダウンロードできます。

【郵送等による請求】

①氏名、②住所、③電話番号、④開示の方法、⑤請求する公文書の内容を明記のうえ、「公文書開示請求書」を総務課宛てに送付してください。
こちらから電話で連絡を取らせていただくことがありますので、必ず連絡先をご記入ください。

お金はかかるの？

公文書の写しを請求する場合は、コピー代や郵送代など実費がかかります。手数料はかかりません。

山武市情報公開条例に定められた期間内に、開示・部分開示・非開示等を決定します。詳しくは、総務課までお問い合わせください。
問 総務課行政係

☎(80)11112



まつお少年剣友会が市役所を訪れ市長に優勝の報告をしました。(8月28日)

少年、少女剣士が健闘

まつお少年剣友会総合優勝
第35回千葉県道場少年剣道大会が、5月25日に開催され、まつお少年剣友会が総合優勝を果たしました。

また、9月15日に大阪市で開催された第8回全日本都道府県対抗少年剣道大会に千葉県代表として、まつお少年剣友会所属の秋葉ほのかさん(蓮沼小)が、出場しました。